

治川にあそびて、四方をのぞみければ、山の麓河の堤さかりに火をたいて、秋の夜も晝かとうたがふ、一葉の輕舟をわたり、むかひの里粟村などよぎりて、大谷と云村にちかづく、まぢかくよりて是を見侍に、里人續松に火をかゝげて、たがひにた、かひあへり、子たちよりて、ひとりの老人にあふていはく、かく燃してた、かふ火は何の益ありけるにか、こたへて申さく、今宵た、かひて勝理を得たる里には、當年の秋の田よくみのりて、世の中ゆたかなる事をおぼゆ、又此續松の灰をとりて、明日の朝、牛の鼻にふれ、或は今宵牛に水をあみせて、此火にてあた、むる事あり、みな牛の病ひをさけんがためなりと、かたりをはれり、五畿内其外近國所々に、此風俗ありときこゆ、愚案するに、石申暦星經に、牽牛六星は、牛をつかさどる星也、春夏は木の姓をそなへ、秋冬は火の姓ありといへり、故に七月七日は、牛女の二星をまつる日なるにちなんて、前の夜より火をたきて、牽牛をまつり、耕牛の恙なき事をいのると見えたり、漢武帝の正月十五日に、太乙星をまつられしも、火を焼ておこなはれしとあり。○下略

〔古今要覽稿時令〕七遊七物 七月七日七遊といふ事、ふるくは物にみえざれども、此事のはじまられるは、南北兩朝の頃よりや、初りけん、其證は七月にもなりぬ云々、七日は七百首の詩、七百首の歌、七調子の管絃、七十韻の連句、七十韻の連歌、七百の數のまり、七獻の御酒なりとまの日記のみえたる、此日記は後普光園院攝政貞基公のしるさせ給ふ所なり、此說によりて、此公の暦年をおしはかるに、貞和二年に關白にならせ給ふ、貞和二年は建武に後る、事、十二、二年なれば、此以前より此遊びありし事しられたり、しかはあれど此日記に年月をしるし給はざれば、若年の時しるし給へるや、晩年に及たまへる時なるやいなやはゑるべからざれど、嘉慶二年に薨じ給へり、嘉慶三年は後小松天皇の在位の中なり、後小松院御代七物といふ物の興行ありし事あり、享徳三年七月七日丁巳、抑今夕於禁中七物七以上歟、御樂可有之由被定、此事後小松院御代被興行之後中絶と康富いへり、後小松